

よくある質問〔公立美術館共同巡回展開催助成事業〕

Q 1. 実行委員会に、当該年度以外に巡回される公立美術館が入っていても申請できますか。

A 1. 当該年度以外に巡回する公立美術館も実行委員会を構成できますが、助成の対象となる事業経費は、当該年度に開催される館にかかる経費のみになります。

Q 2. 国立美術館（独立行政法人）や私立美術館への巡回は可能ですか。

A 2. 事業の企画・実施にあたり、公立美術館が主導的な役割をはたしていると判断される場合には、公立以外の美術館への巡回も可能です。ただし、助成の対象となる事業経費は、公立美術館にかかる経費のみになります。なお、事務局は公立美術館が担当してください。

Q 3. 地域創造の「地域の文化・芸術活動助成事業」の助成を受けながら、この事業にも申請することができますか。

A 3. 同じ団体が同じ事業で、当財団の複数の助成や支援を受けることはできません。

Q 4. 過去に助成を受けた団体でも申請できますか。

A 4. 事業内容が異なれば申請できます。

Q 5. 展覧会出品作品の大半を、私立美術館や民間団体、個人等からの借用作品で構成してもよいのでしょうか。

A 5. 本事業は、参加館をはじめとした公立美術館やその設置者の所蔵作品の利活用も目的としていますので、この趣旨に添った展覧会を企画してください。

Q 6. 巡回展カタログは必ずつくらなければなりませんか。

A 6. 当事業は、参加館が共同で専門性を活かした調査・研究活動を行い、独自性の高い自主企画展が実施されることを求めるものです。その成果として、巡回展カタログを刊行していただくことが望まれます。

Q 7. 地域交流プログラムについて、講演会や運営ボランティアの参加だけではだめなのですか。

A 7. 地域交流プログラムでは、地域の方々が芸術に対する理解・共感を深められるよう工夫された、双方向的な事業を行ってください。シンポジウム、セミナー、講演会など一方向的なものや、場内整理やチケット切りなど運営作業のみのボランティア参加等は、たとえ地域住民が参加していても該当しないので留意してください。

Q 8. 入場料は必ず徴収しなければならないのですか。

A 8. 当事業は、公立美術館の事業運営の活性化を図るために、有料で開催される展覧会を対象としています。チャリティーを目的とする事業や、入場料を徴収できない事業、参加料無料のワークショップ等のみを実施する事業などは対象となりません。

Q 9. 助成金の交付は、いつ頃になりますか。

A 9. 助成金は事業終了後に実績報告書を提出していただいた後、審査を経て交付されます（実績報告書の提出から概ね1～2ヵ月後）。

Q10. 事業を実施した結果、入場者や図録の売り上げが申請時の予想より伸びた場合、助成金は決定額通り交付されるのでしょうか。

A10. 交付する助成金の額の算出に当たり、入場料や図録売り上げ等の事業収入の合計額を対象経費の合計から控除します。また交付額は、実績報告書に基づき、申請時の助成決定額の範囲内で確定します。よって、収入が極端に増えた場合には、決定額よりも交付額が下回る可能性があります。

Q11. この事業の助成とあわせて、地域創造以外の団体から、助成金、寄付金、協賛金などを受けられることはできますか。

A11. 受けることができます。ただし、事業収入および地域創造からの助成金と、地域創造以外の団体からの助成金、寄付金、協賛金の合計額が、助成対象事業経費の合計額を上回ることは認められません。その場合は助成交付額が減額されます。

※個別のケースにつきましては、実施要綱をご参照のうえ、下記まで直接お問い合わせください。

公立美術館活性化事業担当：高野・中嶋（電話 03-5573-4056 メール bikatsu@jafra.or.jp）